

「分別生産流通管理済み」とはどういう意味ですか？

例えば下記のように、大豆（**分別生産流通管理済み**）と表示されている場合、この大豆は、遺伝子組換え大豆の混入を防ぐために、**生産**から**流通**、製造加工の各段階で、遺伝子組換え大豆と分けて（**分別**）**管理**されているという意味です。

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（〇〇産、 分別生産流通管理済み ）、小麦、食塩
内容量	1リットル
賞味期限	一括表示下部に記載
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製造者	〇〇醤油株式会社 東京都中央区日本橋小網町3-11

2023年4月から、遺伝子組換え表示制度が改正されることにより、このような表示をすることになりました。

現行の表示制度では、遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が5%以下の場合、「遺伝子組換えでない」などと表示することができました。（下の図をご覧ください。）

改正後の表示制度では、これが2つに分かれ、遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が5%以下の場合に「分別生産流通管理済み」などと表示できるようになり、遺伝子組み換え大豆の混入がない（不検出）場合に「遺伝子組換えでない」などと表示できるようになりました。

ここで、不検出とは消費者庁により決められた公定検査法において、遺伝子組換え大豆の混入が科学的に検出されないということです。

このように、「分別生産流通管理済み」と表示されている大豆は、これまで「遺伝子組換えでない」と表示されている大豆と同じ管理がなされているものとなります。

